

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年10月2日 07時50分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市松島南西方沖の鳴瀬 久須見鼻灯標から真方位228°900m付近 (概位 北緯34°25.4′ 東経133°48.8′)
事故の概要	プレジャーボート西山丸は、南南東進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 西山丸、12トン
船舶番号、船舶所有者等	280-28879岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾船底部に破口及びプロペラ曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 約0.2ノットの東流
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、約10ノットの対地速力により鳴瀬（干出岩）の南方沖に向かった。</p> <p>船長は、松島北西方沖を南南東進中、船首方の鳴瀬付近に釣り船を認め、本船の進路がGPSプロッターに残された日頃航行している航跡よりも約200m東寄りであったが、鳴瀬の中央付近より少し西側の海域を通過するコースであり、また、鳴瀬の周囲に釣り船もいるので、そのままの進路で鳴瀬の南方沖に出たいと思い、航行を続けた。</p> <p>本船は、船首が海面下の岩場に接触したので、船長が機関を中立運転としたところ、船尾部が潮流に圧流されて左舷方に振れ、船尾部が鳴瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、舵機室に浸水が認められたので、船長が118番通報で救助を依頼し、自力離礁後、来援した巡視艇のビルジポンプで海水を排水しながら倉敷市の造船所までえい航された。</p> <p>船長は、いつものとおり鳴瀬から十分に距離を取って航行し、鳴瀬の南方海域に出れば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.4mであった。</p>
分析	本船は、松島北西方沖を南南東進中、船長が船首方の鳴瀬付近に釣り船を認め、本船の進路がGPSプロッターに残された日頃航行している航跡よりも約200m東寄りであったが、鳴瀬の中央付近より少し西側の海域を通過するコースであり、また、釣り船もいるので、そ

	<p>のままの進路で鳴瀬の南方沖に出たいと思い、航行を続けたことから、鳴瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松島北西方沖を南南東進中、船長が船首方の鳴瀬付近に釣り船を認め、本船の進路がGPSプロッターに残された日頃航行している航跡よりも約200m東寄りであったが、鳴瀬の中央付近より少し西側の海域を通過するコースであり、また、釣り船もいるので、そのままの進路で鳴瀬の南方沖に出たいと思い、航行を続けたため、鳴瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、干出岩から十分な距離を取って安全な海域を航行すること。